

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に基づく許可手続要綱

(主旨)

第1条 この要綱は、新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年新潟市条例第21号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第11条の規定による許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、地区計画区域内建築許可申請書（別記第1号様式）の正本及び副本に、次の表に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
2面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
2面以上の断面図	縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒の高さ及び建築物の高さ
求積図	敷地面積、建築面積及び床面積の求積に必要な敷地及び建築物の各部分の寸法及び算式

- 2 条例第3条の規定により制限を受ける建築物にあつては、前項に掲げるもののほか、制限建築物調書（別記第2号様式）を添付しなければならない。
- 3 市長は、特例の許可をしたときは、地区計画区域内建築許可通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(補足)

第3条 この要綱に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(別記第1号様式)

地区計画区域内建築許可申請書

(第一面)

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第11条の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

新潟市長 様

年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

【イ. 氏名のフリガナ】

【ロ. 氏名】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 住所】

【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【3. 地区計画の区域の名称】

【4. 許可を受けようとする内容】

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 条 ()

※受付欄	※決裁欄	※許可番号欄
年 月 日		年 月 日
第 号		第 号
係員		係員

注 ※印のある欄は記入しないでください。

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】

【2. 住居表示】

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【※4. その他の地区、地域、地区、街区】

【5. 道 路】

【イ. 幅 員】

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () () ()

(2) () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】
() () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】
() () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備 考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 () () () () ()

【ロ. 建蔽率の算定の基礎となる建築面積】
() () () () ()

【ハ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】
() () () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】
() () () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】
() () () () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () () () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】
() () () () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () () () ()

【ス. 宅配ボックスの設置部分】
() () () () ()

【ル. 住宅の部分】 () () () () ()

【7. その他の不算入部分】

()()()

【7. 住宅の部分】

()()()

【カ. 老人ホーム等の部分】

()()()

【3. 延べ面積】

【タ. 容積率】

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月】

年 月

【13. 工事完了予定年月】

年 月

【14. その他必要な事項】

【15. 備 考】

(第三面)

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

(別記第2号様式)

制限建築物調書						年	月	日
申請者	住所							
	氏名	電話番号						
建築物所在地	新潟市	用途地域						
主要用途			その他の地域、地区					
基準時又は許可時年月日								
	ア 基準時又は許可時	イ 現在	ウ 本申請による増減	エ 合計 イ±ウ	オ $\frac{エ}{ア}$			
敷地面積								
建築面積								
制限の適用を受けるものの	(1) 制限建築物の床面積の合計							
	(2) その他の建築物の床面積の合計							
	(3) 合計(1)±(2)							
	(4) 出力の合計							
	(5) 機械台数							
	(6) 容量							
危険物の種類と数量	貯蔵する場合			処理する場合				
原料の種類				一日の処理数				
製品名								
設備	機械の種類と台数				出力の合計			
	既存部分							
	申請部分							
作業内容	既存部分							
	申請部分							

(別記第3号様式)

地区計画区域内建築許可通知書

新建指令第 号
年 月 日

様

新潟市長

1. 申請年月日 年 月 日
2. 建築場所又は築造場所 新潟市
3. 地区計画区域の名称
4. 許可の内容
新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第 条 ()
5. 建築物の概要 (地区計画区域内建築許可申請書による)

上記による地区計画区域内建築許可申請書及び添付図書に記載の計画について、新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第11条の規定に基づき、許可しましたので通知します。

(注意) この通知書は、大切に保管しておいてください。